

環日本海圏航路に係る就航経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、環日本海圏航路(日本境港、大韓民国東海港、ロシア連邦ウラジオストク港を結ぶ定期貨客船航路)(以下「航路」という。)に係る就航経費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県提唱の「北東アジアゲートウェイ構想」の核を担う環日本海圏航路の定期運航を維持し、インバウンド増進や県内企業の貿易促進等に資することを目的として予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上(同表の第4欄に定める額を限度とする。)の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、前項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)の額に、同表の第6欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。

3 本補助金の額の円換算の算出方法は、当該年度の四半期の末日における「株式会社三菱東京UFJ銀行」が公表する為替レートの平均レートに基づき算出するものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定通知は、交付申請を受けた日から起算して原則として30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知書は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 補助事業者は、間接補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 間接補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 間接補助事業に係る事業計画の大幅な変更
- (3) 間接補助事業の中止及び廃止

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項に規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 間接補助事業に係る事業計画の大幅な変更
- (3) 間接補助事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段

の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 知事は、補助事業者に対し補助事業の遂行状況に関して必要な報告を求め、又は実地検査をすることができるものとする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日若しくは交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第12条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項に規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具。

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月16日から施行し、平成21年6月29日（就航開始日）以降の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年11月29日から施行し、平成22年9月26日（運航日程の変更日）以降の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月19日から施行し、平成24年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行し、平成25年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行し、平成26年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月16日から施行し、平成27年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行し、平成28年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行し、平成29年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行し、平成30年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行し、平成31年4月1日以降の補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 間接補助 事業	2 間接補助 事業者	3 間接補助対象経費	4 間接補助率	5 補助事業者	6 補助率
境港と韓 国の東海 港間の運 航事業	DBSク ルーズフ ェリージ ヤパン株 式会社	傭船料等船舶及び付帯設 備の保有、借受、維持に 関する費用、船員費、一 般管理費、燃料費、その 他運航に係る経費のうち 固定的経費と認められる もの	1往復あたり 10分1。 ただし、100 万円を限度と する	環日本海経 済活動促進 協議会	10分 の7

様式第1号（第4条、第11条関係）

平成 年度 環日本海圏航路に係る就航経費事業計画（報告）書

（単位：円）

経費区分	事業内容	総事業費 (A)	境港～東海港 間の総事業費 (※注) (B)=A×境・東海 運航回数／総運航 回数	境港～東海港 の1往復あた りの経費 (C)=B／境・東海 運航回数	協議会補助 金額 C×1/10	備考
備船料等 船舶及び 付帯設備 の保有、借 受、維持に 関する費 用						
船員費						
一般 管理費						
燃料費						
その他						
計						

※境港～東海港間の総事業費として按分することが適当でない経費については、総事業費欄の金額をそのまま適用。

また、総事業費の算出根拠がわかる資料を別途、添付すること。

様式第2号（第4条、第11条関係）

平成 年度 環日本海圏航路に係る就航経費収支予算（決算）書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	増 減 額	摘 要
協議会補助金				
鳥取県				
地元自治体				
自己資金				
その他				
合 計				

（支出の部）

（単位：円）

科 目 (経費区分)	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	増 減 額	摘 要
合 計				

※直近の決算書を添付すること。

様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

年度環日本海圏航路に係る就航経費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で、申請のあった環日本海圏航路に係る就航経費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の交付対象となる事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、環日本海圏航路に係る就航経費補助金交付要綱（平成21年11月16日付第200900128772号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助金交付にかかる規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助金事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第11条関係）

（番 号）
年 月 日

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住所
名称
代表者氏名

平成 年度環日本海圏航路に係る就航経費補助金に係る仕入控除税額確定報告書

平成 年 月 日付第 号により交付決定を受けた環日本海圏航路に係る就航経費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象経費及び補助金の確定額

（1）補助対象経費の確定額	金	円
（2）補助金の確定額	金	円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

	金	円
--	---	---

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額（補助対象経費に係るもの）

	金	円
--	---	---

4 補助金返還額

	金	円
--	---	---

※補助金の返還が発生する場合は、算出根拠がわかる資料を別途、添付すること。